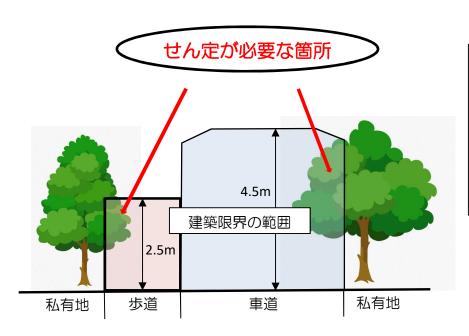
道路上に張り出した樹木の伐採について(お願い)

沿道の樹木等の管理(伐採・せん定等)が適正にされていないと、自動車 や歩行者への接触や倒木等による通行止が発生するなど、安全な通行に 支障をきたしてしまいます。

これらが原因で事故が発生すると 樹木の所有者の責任を問われること がありますので、適正な管理をお願いします。



道路法第30条及び 道路構造令第12条 では、道路を安全に 通行するため、車道 の上空4.5m、歩道の 上空2.5mの範囲に 通行の障害となる物 を置いてはならない と規定されています。

- ●樹木を伐採・せん定いただく場合は、次のことに ご注意ください。
 - ・電線や電話線がある場合は、事前に電気事業者、通信事業者にご相談ください。
 - ・作業にあたっては、作業する方や通行する自動車、歩行者、自転車等の安全性の 確保にご留意ください。
 - ・道路上で作業する場合は、手続き(道路使用許可・道路占用許可等)が必要となる場合がございますので、詳しくは下記までお問合せください。

【問合せ先】

〇山形県村山総合支庁建設部道路課

TEL:023-621-8193 FAX:023-625-5190

Email: ymurayamadoro@pref.yamagata.jp